



## 議会日誌 (2月8日～4月27日まで)

- 2月 ●
  - 14日 議会運営委員会
  - 20日 総務委員会
  - 21日 文教厚生委員会
  - 22日 産業建設委員会
  - 24日 議会運営委員会
  - 全員協議会
- 3月 ●
  - 3日～24日 令和5年第1回定例会
  - 3日 議会運営委員会
  - 3日 全員協議会
  - かすみがうら市政治倫理条例に関する調査特別委員会
  - 8日 議案審査特別委員会
  - 総務委員会
  - 文教厚生委員会
  - 産業建設委員会
  - 9日～15日 議案審査特別委員会
  - 17日 かすみがうら市政治倫理条例に関する調査特別委員会
  - 20日 かすみがうら市政治倫理条例に関する調査特別委員会

### 議会を傍聴して 市の動きを知りましょう！

令和5年第2回定例会は、6月6日(火)から6月20日(火)までの15日間で開会予定となっております。  
本会議は、どなたでも自由に傍聴することができます。



- 24日 議会運営委員会
- 全員協議会
- 霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会
- 4月 ●
  - 13日 かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
  - 霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会
  - 20日 議会だより編集特別委員会
  - 21日 かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
  - 25日 議会運営委員会
  - 文教厚生委員会
  - 27日 議会だより編集特別委員会

令和5年度第1回定例会の議場での傍聴者数は、延べ49名、また、インターネットLIVE中継へのアクセス数は、2,248回でした。

## 特別委員会とは？

特別委員会とは、総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会といった常任委員会や議会運営委員会とは別に、特定の事件を審査するために設置される委員会のことです。

主に、2つ以上の常任委員会に通ずる案件や、常任委員会に属さないもので特に重要な案件、特別の構成員により集中して審査する必要がある案件など、本会議で全体的に審査を進めるよりも能率的・効果的に審議すべきと判断されたとき、その都度議員または議長が発議し、議決に基づいて設置されます。

したがって、本会議と違い、閉会中の継続審査の議決があれば、次の定例会まで審査を継続することができます。また、次の定例会までに、事件が他の委員会に付託替えされたときや、事件の審査が終了したときは消滅します。

(参考 地方議会運営辞典)

## 編集後記

令和5年度、第1回定例会におきましては、市民の皆様が直面する様々な課題や問題について、各議員が活発に議論を交わし、慎重な審議が行われました。特に、今回の定例会では、子育て支援、交通弱者対策、空き家対策、自転車を活用したまちづくり推進等のテーマが取り上げられ、市民の皆様の切実な声が反映されたと考えております。今後、本議会として市民の皆様のご意見やご要望を踏まえ、各種制度や施策の改善に努めてまいります。

議会だより編集委員会副委員長 塚本 直樹

ご意見をお寄せ下さい